ケアプランセンター自由の空　運営規程

（事業の目的）

第１条 株式会社 Human－system Japan が開設するケアプランセンター自由の空（以下「事業所」という）が行う、指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従事者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の運営方針は以下の通りとする。

（１） 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の立場に立って援助を行う。

（２） 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。

（３） 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　　ケアプランセンター自由の空

（２）所在地　　小樽市緑１丁目７番１１号

（事業所の職種、員数及び職務内容）

第４条

１　事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　　１名

（２）介護支援専門員　　４名以上（兼務・専任）

２　職員の職務内容は、次の通りとする。

（１）管理者は、事業所従業者及び業務の管理を一元的に行い、運営に関わる事務を統括し、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。

（２）介護支援専門員等は、居宅サービス計画を作成及び提供し、その計画に基づき援助を行い、結果の記録及び報告を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。但し、緊急時はこの限りではない。

（１）　営業日　　月曜日から金曜日
ただし、祝日及び１２月２９日から１月３日までを除く。

（２）　営業時間　　月曜日から金曜日８：３０から１７：３０までとする。

（指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

第６条

１　事業の提供方法及び内容は次のとおりとし、提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。また、利用者から利用料の支払いを受けた場合には、費用の細目を記載した領収書を交付する。

２　提供開始に際し、利用者等に対して運営規程の概要や利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で契約を行い提供する。

３　介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問調査し支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。

４　当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容等を提供し、サービスの選択を求め、居宅サービス計画及び指定居宅サービス業者等に関し同意を得た上で、サービス事業者との連絡調整及びサービス担当者会議を行い、意見徴収をする。

５　利用者が介護老人福祉施設等への入所等を希望した場合は、施設への紹介その他の便宜を提供する。

６　課題分析について使用する課題分析票はMDS一HC方式・当社方式等を用いる。

７　介護支援専門員等は、居宅サービス計画の作成後において、利用者等、指定居宅サービス業者との連絡を継続的に行い、計画の実施状況把握、訪問調査にて利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更調整及びその他便宜の提供を行う

８　その他在宅生活上の問題点等や各号に属さない生活上の問題に対し、助言及び支援を行う。

９　事業の管理者は居宅サービス計画書等について必要な管理を行い、市町村に対し居宅サービ

ス計画書等を提出しなければならない。

１０　モニタリングの結果記録は、少なくとも１ヶ月に１回行う。（利用者の同意の上、サービス担当者会議の関係者同意のもとテレビ電話装置、その他の情報通信機器の活用可。その場合少なくとも２ヶ月に１回の訪問とする）

（通常の事業の実施地域）

第７条　通常の事業の実施地域は、小樽市・余市町・札幌市とする。

（研修機会の確保と職員の質の向上）

第８条　指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、虐待防止、身体拘束等の適正化、権利擁護、認知症ケア、ターミナルケア、介護予防、ヤングケアラー、障がい者、生活困窮者、難病患者等の事項に関して研修の機会を次の通り設けるものとし、又、業務体制を整備する。

１　採用時研修、採用後３ヶ月以内

２　虐待防止・身体拘束等の適正化に関する研修年１回

３　権利擁護に関する研修年１回

４　認知症ケアに関する研修年２回

５　ターミナルケアに関する研修年１回

６　介護予防に関する研修年１回

７　ヤングケアラー・障がい者・生活困窮者・難病患者等他制度に関する事例検討会、研修会に参加。年１回。

（提供拒否の禁止及び提供困難時）

第９条　通常の事業の実施地域を勘案し、利用者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認められる場合は、他の指定居宅介護支援事業所の紹介や必要な措置を講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第１０条　事業の提供を求められた場合、利用者の被保険者証等によって被保険資格、介護認定の有無及び有効期間等を確認する。

（緊急時における対応方法）

第１１条　介護支援専門員等は、訪問調査中等に利用者の病状に急変その他の状態が生じた場合、直

ちに主治医等へ報告し、その指示に従い必要な処置を講じなければならない。

２　介護支援専門員等は、前項の処置を講じた場合は、主治医及び管理者へ速やかに報告しなければならない。

（秘密保持）

第１２条　管理者及び従業者は、その職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏洩してはならない。又、従業者ではなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約等の内容とする。

（事故発生時の対応）

第１３条　利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに医師、関係利用者の家族などに連絡するとともに、必要な措置を講じる。また、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

（苦情・ハラスメント処理）

第１４条　管理者は、提供した事業に関する利用者からの苦情・ハラスメントに対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を１名置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（虐待防止・身体拘束等の適正化に関する事項）

第１５条

１　事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止・身体拘束適正化のため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待を防止・身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修の実施

（２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（３）委員会の開催及び指針の整備

（４）基本的には身体拘束は行わない。ただし利用者の又は他の利用者等の生命または身体保護するため緊急かつやむを得ない場合は身体拘束等行うものとする。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は、養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（市町村への通知）

第１６条　事業の提供を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知する。

（１） 正当な理由なく、介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わない等により、要介護、要支援状態等の程度を増進させたと認められた場合。

（２） 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受けようとした及び受けた場合。

（その他運営についての重要事項）

第１７条　この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、株式会社 Human-system Japan と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（重要事項の掲載）

第１８条　居宅介護支援事業所は重要事項説明書を法人のホームページに記載する。

（感染症に関する研修及び訓練）

第１９条

１　感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止の為の対策を検討する委員会を概ね６月に１回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

２　感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止の為の指針を整備する。

３　従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止の為の研修並びに感染症の予防及び蔓延防止の為訓練を定期的に実施する。

（衛生管理）

第２０条

１　感染症の予防及び蔓延防止に努め、感染防止に関する会議等において、その対策を協議し、対応指針等を作成し提示を行う。

２　感染症等に関する研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

３　事業者は、従業員の清潔保持及び健康状態（健康診断など）について管理を行うとともに、職場環境を整備する。

（事業継続計画　BCP）

第２１条　業務継続計画（BCP）の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して

指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

付　則

この規程は、令和1年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年5月1日から施行する。

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月15日から施行する。